

学校法人福田学園公益通報に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人福田学園（以下、「本法人」という。）が公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、教職員等からの組織的又は個人的な法令違反等に関する相談又は、通報の適正な処理の仕組みを定めることにより不正行為等の早期発見と是正を図り、本法人の健全な経営、教育研究体制の維持発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において公益通報の定義とは、本法人について法令違反が生じ又は生じようとしている事実を不正の目的ではなく、保護要件を充足することにより第3条に規定する通報担当者に通報することをいう。

(相談・通報窓口)

第3条 違反行為に関する相談及び通報を受け付ける窓口を法人室に置く。

2 相談担当者及び通報担当者を置き、法人室長を持って充てる。

(公益通報者)

第4条 この規程における公益通報者とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人と雇用関係にある教職員
- (2) 本法人と雇用関係にある学生
- (3) 業務委託契約職員

(公益通報の方法)

第5条 公益通報者は、電子メール、書面及び窓口における面談により通報を行うことができる。

(禁止事項)

第6条 公益通報者は、不正に利益を得る目的及び本法人又は第三者に損害を与える等その他不正な目的をもって通報を行ってはならない。

(公益通報等への対応)

第7条 法人室は、公益通報者から法令違反行為について通報があった場合、迅速かつ適切に対応し、速やかに通報事実について調査しなければならない。

2 調査対象部署及び関連部署の教職員は、前項の規定による法人室からの調査に関する協力要請があった場合、正当な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。

3 法人室は、調査の結果について速やかに理事長に報告しなければならない。ただし、大学の公的資金にかかる通報については、学長に報告するものとする。

(意見聴取)

第8条 法人室は、通報の内容において高度の専門性を要すると判断した場合、外部の有識者に意見を求めることができる。

(遵守事項)

第9条 法人室は、公益通報に関する職務の遂行に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害してはならない。

(2) 調査に当たっては、公平公正の理念に基づき事実に基づいた調査報告をしなければならない。

(3) 職務上知りえた事実を正当な理由なく漏えいしてはならない。

2 法人室の構成員は、その職を離れた場合であっても前項第3号の規定を遵守しなければならない。

3 法人室の構成員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(是正措置)

第10条 理事長は、法令違反行為が確認された場合、速やかに案件の是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(公益通報者の保護)

第11条 公益通報者に対して公益通報者保護法その他関係法令を遵守し、公益通報者をしたことを理由に本人が不利益を被る取り扱いを行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、公益通報者が不当な目的をもって通報等を行った場合は、この限りではない。

(通 知)

第12条 公益通報者に対して通報等の受理、通報対象事実の有無、違反行為が確認された場合の是正措置及び違反行為者の処分等について速やかに通知しなければならない。

(事後確認)

第13条 法人室は、是正措置を行った後、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。

(1) 違反行為の再発のおそれがないこと

(2) 是正措置が統制機能及び牽制機能を果たしていること

(3) 公益通報者に対する不利益な取扱い及び職場内での嫌がらせ等が行われていないこと

(広報研修)

第14条 法人室は、公益通報の仕組み及び法令遵守の重要性について効果的な広報を行うとともに、研修・説明会を実施し、教職員等に対して十分な周知徹底を図らなければならない。

(細 則)

第15条 その他、この規程の実施に関し必要な事項については、細則により定めることができる。

(事 務)

第16条 この規程に関する事務は、法人室が主管する。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。